

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 策定の趣旨

- ・町の高齢化率は、平成29年10月1日現在21.8%で、全国平均の27.7%や県平均の25.3%（出所：全国「総務省、人口推計」、滋賀県「滋賀県ホームページ」、愛荘町「住民基本台帳」）に比べて低いものの、着実に高齢化が進んでいます。また、後期高齢者数は、平成20年に初めて2,000人を超えて以降増え続け、平成29年には2,295人と高齢者全体の約半数を占め、今後もさらに増加が見込まれます。
- ・その中で、町では、平成24年4月策定の「高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画」から、団塊の世代すべてが75歳以上を迎える2025年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で、最期まで自分らしい暮らしを続けられるよう、「予防」「介護」「医療」「生活支援」「住まいと生活環境」「生きがいや余暇」が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築を推進してきました。
- ・しかし、世帯構造や家族関係の変化、地域社会におけるつながりの希薄化などの要因もあり、その構築はいまだ道半ばです。
- ・国では、平成30年の介護保険制度改定において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組や医療・介護の連携強化、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進など、地域包括ケアシステムの深化・推進を打ち出しています。
- ・2025年の先、いわゆる団塊ジュニア世代すべてが65歳以上となる2040年をも見据えた、中長期的な視点に立って、地域包括ケアシステムを一層強化する必要があります。
- ・誰もが年を重ね、いずれは高齢者となります。そして、多くの高齢者は「可能な限り、住み慣れた地域で家族や友人に囲まれて暮らしたい」と願い、家族もまた同じ思いを持っています。
- ・町の現状と課題を的確に把握し、これまでの取組をさらに発展させつつ、超高齢社会に対応したきめ細かな施策を推進していきます。

(2) 介護保険制度改定の概要

地域包括ケアシステムの深化・推進	①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与を法律により制度化。
	②医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
持続可能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」を新たに創設する。 ・病院または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院または診療所の名称を引き続き使用できることとする。 ・現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。
	③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
介護保険制度の持続可能性の確保	④一定以上の所得がある利用者の自己負担引き上げ
	<ul style="list-style-type: none"> ・2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（月額44,400円の負担上限あり） ※介護保険の全受給者数：496万人、1割負担者：451万人（全体の約91%）、2割負担者：45万人（全体の約9%）、3割負担予定者（推計）：16万人（全体の約3%）（平成28年4月月報）
その他の事項	⑤介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
	<ul style="list-style-type: none"> ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターへの事業の自己評価と質の向上、市町村による地域包括支援センター事業の実施状況の評価を義務づける。 ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与を強化する。 ・新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化し、認知症施策の推進を図る。 ・悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令措置の新設や、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象の拡大など、有料老人ホームの入居者保護を強化する。 ・介護保険適用除外施設（障害者支援施設等）を退所して介護保険施設等に入所した場合、適用除外施設入所前の市町村を保険者とする。 ・住民税を負担している世帯の高額介護サービス費の負担上限月額を44,400円に引き上げる。（H29.8より） ・福祉用具の適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定する。（H30.10より） ・要介護認定に係る事務負担の軽減のため、更新認定有効期間の上限を36か月に延長するとともに、状態安定者の介護認定審査の二次判定手続きを簡素化する。 ・介護報酬の改定率を+0.54%とする。

※平成30年4月1日施行。（⑤は平成29年8月分の介護納付金から適用、④は平成30年8月1日施行）

資料：厚生労働省 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律および関係告示等

(3) 策定の目的

- ・本計画は平成27年4月に策定した「愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画」を見直し、策定するものです。
- ・町が取り組んできた施策や事業、高齢者を取り巻く状況や介護保険制度の改定を勘案し、課題の解決に向け、認知症や重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、さらに地域包括ケアシステムを強化するために本計画を策定します。

2 計画の位置づけおよび期間

(1) 計画の位置づけ

① 法令根拠

- ・本計画は老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定するものです。

② 他計画との整合

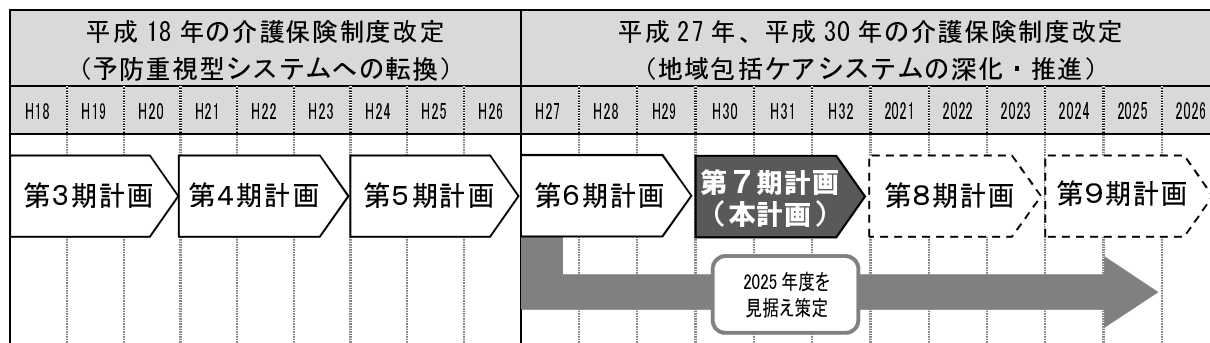
- ・本計画は「愛荘町総合計画」「愛荘町みらい創生戦略」および「愛荘町地域福祉計画」における人口推計やまちづくりの方向性との整合性を確保するとともに、健康・福祉に関する計画との整合性も確保しながら策定しています。
- ・また、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」や「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン（滋賀県老人福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画）」など、国や県の計画とも整合性を持ち、町における高齢者支援の基本的な考え方および施策を示すものです。

③ 計画の愛称

- ・住民の意識をより一層高め、地域全体で高齢者支援に取り組むことが求められることから、住民にとって、親しみやすく、わかりやすい計画とするため、第6期計画から「愛荘町いきいきホッとプラン」を愛称としています。なお、法令根拠に基づく正式名称は「第7期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」です。

(2) 計画の期間

- ・平成30年度を初年度とし、2020年度（平成32年度）までの3年間を1期とします。
- ・また、団塊の世代すべてが後期高齢者となる2025年度を見据え、長期的な視点に立った展望も示します。



3 計画の策定体制

(1) 関連4会議の開催

- ・本計画の策定にあたり、保健・福祉・医療の各分野から選出された委員および住民を代表する公募委員等で構成する「高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定委員会」において、町がめざすべき超高齢社会のあり方や高齢者福祉に関する課題、対策、今後の方向等を協議しました。
- ・また、「介護保険運営協議会」「地域包括支援センター運営協議会」「指定地域密着型サービス運営委員会」等、介護保険事業に関連する会議においても必要事項の協議を行い、計画に反映しました。

(2) 関連7調査の実施

- ・本計画の策定にあたり、住民の生活実態、介護保険や保健・福祉サービス、高齢期の暮らしに対する考え方等を把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「高齢期に関する中年層調査」「介護保険サービス利用者調査」を実施しました。
- ・また、サービス提供者側の状況を把握するため、「ケアマネジャー調査」「事業所調査」を実施しました。

■調査基準日：平成28年11月1日

■調査対象：

【①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】（※以下、圏域ニーズ調査）

- ・要介護認定者を除く、町内在住の65歳以上の人から無作為に1,000人を抽出

【②高齢期に関する中年層調査】（※以下、中年層調査）

- ・町内在住の40歳以上65歳未満の人から無作為に1,000人を抽出

【③介護保険サービス利用者調査（記名式）】（※以下、サービス利用者調査）

- ・町内在住の要介護2までの認定者および要介護3以上の家族介護者から無作為に500人を抽出

【④ケアマネジャー調査】

- ・愛荘町を担当地域とするケアマネジャー全員

【⑤～⑦事業所調査（⑤居宅介護支援事業所、⑥在宅サービス事業所、⑦施設系・居住系サービス事業所）】

- ・愛荘町の介護保険被保険者に対する介護保険サービスを提供している事業所

■調査期間：平成28年12月9日～平成29年1月31日

■調査方法：郵送による配布・回収

■回収結果：

調査種別	抽出率(%)	配布数(人・事業所)	回収数(人・事業所)	回収率(%)
①圏域ニーズ調査	21.8	1,000	742	74.2
②中年層調査	15.5	1,000	481	48.1
③サービス利用者調査	61.5	500	335	67.0
④ケアマネジャー調査	100.0	53	45	84.9
⑤～⑦事業所調査	100.0	28	27	96.4